

6 ステップ3 識別した食品の対応づけ

ステップ3では、下記の対応関係を記録します。

- ① 入荷ロットと入荷先（海面漁業・内水面漁業の場合は漁獲ロットと漁獲水域）、
加えて、
 - ②（処理・選別・函詰めをする場合）入荷ロット（または漁獲ロット）と選別・函詰めロット、
 - ③ ロットと出荷先
- これにより、回収や原因究明の対象を絞り込むよう
にしましょう。

ステップ3

「識別」とは、ロットや個体・個別製品を特定できること。具体的には、識別単位（ひとまとめにして管理する単位）を定め、その単位となるロットや個別製品に、ロット番号など固有の識別記号をつけることによって、識別が可能になります。

「対応づけ」とは、「ものともの」や「ものと情報」などの対応関係をわかるようにすること。
具体的には、入荷品（原料）とその入荷先、原料と製品、製品と出荷先といった対応関係がわかるようにすることです。「紐づけ」「リンク」と呼ばれることもあります。

自社の事業所が複数ある場合、入荷した場所と出荷した場所が違う場合は、事業所間の移動も含めて、事業者全体として入荷した単位と出荷した単位の対応がわかるようにします。

①漁獲ロットと漁獲水域の対応づけ

【内容】 漁獲ロットと漁獲水域（漁獲の記録）との対応関係がわかるよう記録する。

【効果】 • 漁獲水域を特定することができる。

該当業種＝海面漁業・内水面漁業

①入荷ロットと入荷先の対応づけ

【内容】 入荷ロットと入荷先（入荷の記録）との対応関係がわかるよう記録する。

【効果】 • 入荷先やロットを絞り込んで遡及することができる。

該当業種＝養殖業、産地市場荷受・漁協、産地仲買業

②入荷ロットと選別・函詰めロットの対応づけ（内部トレーサビリティ）

【内容】 入荷ロットと選別・函詰めロットとの対応関係がわかるよう記録する。

【効果】

- 入荷した水産物に由来する問題が生じたとき、その水産物を使った選別・函詰めロットを特定でき、それだけを撤去・回収できる。問題のない商品の回収を行わずに済む。
- 製品に問題があることがわかったとき、その商品のロット番号を手がかりに選別・函詰め等自社内での取扱いの記録を調べることができ、問題の発生箇所の特定や原因究明をしやすくすることができる。
- 消費者を含む関係者に、原料や製品に関する根拠のある正確な情報を提供することができる。

該当業種＝すべての業種（処理・選別・函詰め等の工程を伴う場合）

③ロットと出荷先の対応づけ

【内容】 ロット（入荷ロットまたは選別・函詰めロット）と出荷先（出荷の記録）との対応関係がわかるよう記録する。

【効果】

- ・回収が必要な場合、問題のあるロットの出荷先に絞って依頼することができる。
- ・出荷先から、納品日しかわからない商品について問い合わせがあつたとき、記録されたロット番号を手がかりにすぐに選別・函詰め等自社内での取扱いの記録などを調べることができる。

該当業種＝海面漁業・内水面漁業（漁獲ロットまたは選別・函詰めロットと出荷先の対応づけ）

養殖業（養殖ロットまたは選別・函詰めロットと出荷先の対応づけ）

産地市場荷受・漁協

産地仲買業

ステップ3

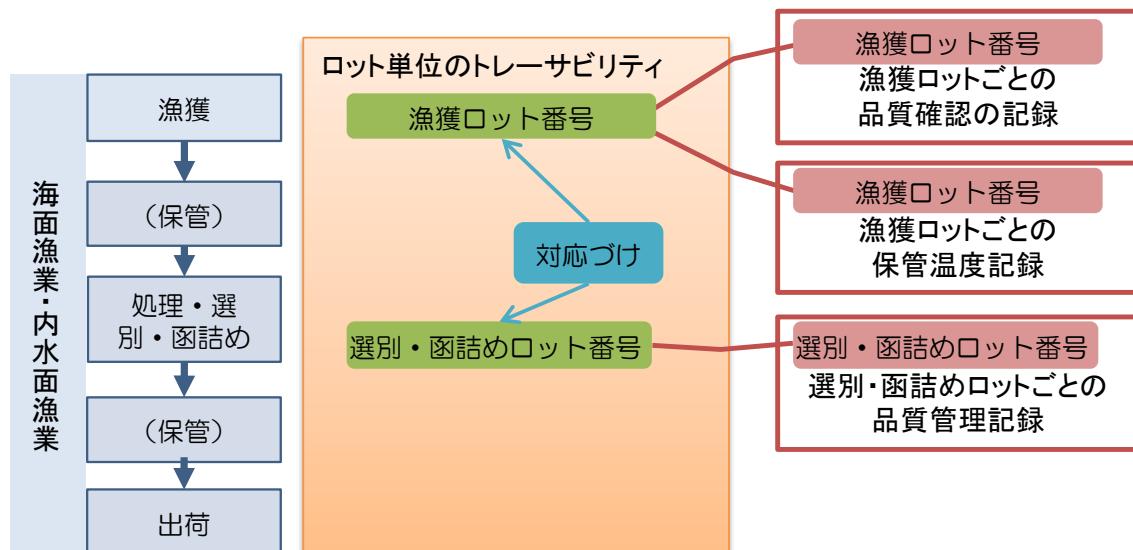


One Point!

【衛生管理や品質管理記録等との対応づけ】

衛生管理記録、製品検査記録、温度などのモニタリング記録がある場合には、それらの記録と水産物のロットとの対応関係がわかるよう、それらの記録にロット番号や日付を記入しておきます。こうすることで、問題発生時に、その水産物を自社で取扱ったときの取り扱い履歴や状態を迅速に把握でき、問題のロットの範囲の特定や原因究明に役立ちます。

参考図 ロット単位のトレーサビリティと品質管理記録等の記録（漁業の例）



漁業・養殖業や産地市場における衛生管理や品質管理の記録については、以下のガイドライン等が参考になります。

大日本水産会「生産段階品質管理ガイドライン」

海面漁業：「遠洋まぐろ延縄漁業編」、「沖合底曳き網編」、「さんま棒受網漁業編」、「定置網漁業編」「大中型まき網漁業編」の各編

養殖業：「ブリ類」「海面養殖ギンザケ」「ホタテ」「陸上ヒラメ養殖」の各編

大日本水産会「産地タイプ別品質管理ガイドライン」

6.1 漁獲ロットと漁獲水域の対応づけ

【該当業種＝海面漁業・内水面漁業】

準備手順

(1) 記録様式の作成・決定

(記録様式の例)

操業日誌

操業日誌		船名	〇〇丸
年月日	漁業場所	漁獲物種別	漁獲量
〇年〇月〇日	〇〇漁業実業〇〇	〇kg	〇kg
第1回	〇〇	〇kg	〇kg
第2回	〇〇	〇kg	〇kg
〇日	〇〇	〇kg	〇kg
第1回	〇〇	〇kg	〇kg
第2回	〇〇	〇kg	〇kg
第3回	〇〇	〇kg	〇kg
	合計	〇kg	〇kg

… p20と同じ様式

出荷の記録 (代用できる場合)

仕切書						
(荷主)		仕切日 * * * No. * * *				
* * * 〇〇〇 腹		* * * 漁業協同組合				
商品名	水域	規格	箱数	荷姿	数量	単価
アイナメ	〇〇	中		kg	1.2	****
アラ	〇〇	小		kg	4.6	****
アラ	〇〇	小		kg	1.1	****
いわしがれい	〇〇			kg	1.4	****
マダイ	〇〇			kg	2.2	****

… p18と同じ様式
… p29「海面漁業・内水面漁業の留意点」を参照ください

ステップ2「①漁獲物の識別」で用いた記録様式に、漁獲水域ごとに漁獲ロットを記録し、漁獲水域と漁獲ロットを対応づけます

作業手順 (例)

○記録様式に記載

漁獲水域ごとの漁獲ロットを記録します。

すでに漁獲水域ごとに漁獲ロットが記録されており、対応づけられることを確認できれば、新たな作業は必要ありません。

(2) 記録の保存方法の決定

「7.1 記録の保存」を参照

○記録を保存する

【「漁獲ロットと漁獲水域の対応づけ」の解説】

漁獲ロットと漁獲水域の対応関係がわかる記録様式を作成し、保存します。

準備手順の詳細は、以下のとおりです。

(1) 記録様式の作成・決定

ステップ2の「漁獲の記録」に、漁獲ロットごとの漁獲水域を記録できるようにすれば、それによって漁獲ロットの漁獲水域先が特定できます。ステップ2で、漁獲水域ごとに漁獲ロットが形成されている場合は、すでに対応づけができています。対応づけられることを確認できれば、新たな記録は必要ありません。

(2) 記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

6.2 入荷ロットと入荷先の対応づけ

【該當業種二養殖業、產地市場荷受・漁協、產地仲買業】

準備手順

（1）記録様式の作成・決定

(記録様式の例)

… p40と同じ様式



ステップ2「①入荷品の識別」で実施する入荷ロット番号の記録により、入荷ロットと入荷先が対応づけられることを確認します

(2) 記録の保存方法の決定

作業手順（例）

○記録様式に記載

確認ができれば、
新たな作業は必要あ
りません。

（2）記録の保存方法の決定

「7.1記録の保存」を参照

【「入荷ロットと入荷先の対応づけ」の解説】

入荷ロットと入荷先の対応関係がわかる記録様式を作成し、保存します。
準備手順の詳細は、以下のとおりです。

（1）記録様式の作成・決定

ステップ2の「入荷の記録」には、すでに入荷先が記録されているので、それによって入荷ロットの入荷先が特定できます。確認ができれば、新たな記録は必要ありません。

（2）記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

6.3 入荷ロットと選別・函詰めロットの対応づけ(内部トレーサビリティ)

【該当業種＝海面漁業・内水面漁業（漁獲ロット一選別・函詰めロット）
養殖業（入荷（種苗）ロット一養殖ロット一選別・函詰めロット）
産地市場荷受・漁協（入荷ロット一選別・函詰めロット）
産地仲買業（入荷ロット一選別・函詰めロット）】

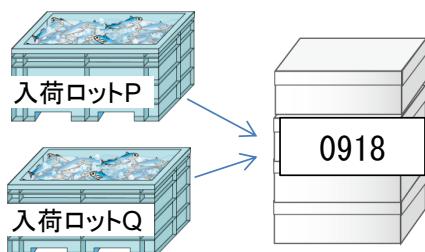
準備手順

(1) 合理的な対応づけの方法の検討

入荷ロットと選別・函詰めロットを対応づける方法を検討しましょう
必要ならば、これらのロットの定義を見直しましょう

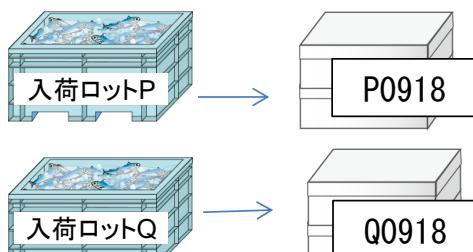
(対応づけの例1)

同一日に選別・函詰めした同一魚種全体と、その原料になったすべての入荷ロット全体とを対応づけ



(対応づけの例2)

入荷ロットごとに小分けする。小分けした商品に、選別・函詰め日と入荷ロット番号の組み合わせたロット番号を表示



(2) 記録様式の決定

どの様式に記録するか決めましょう

(記録様式の例)

既存の記録様式を活用

選別・函詰め作業日報									
9月 19日売り									
仕入日	船名	品名	水域	サイズ	元 個数	選別・函詰めロット			
						函詰め 日	荷姿	出来 個数	ロットNo
9/18	08 ○丸	アジ	○○沖	M	5	9/18	4kg	13	0918A
							5kg	7	0918A
9/18	12 ×丸	ブリ	××沖	M	40	9/18	4入	30	0918B1
9/18	18 △丸	ブリ	△△沖	L	20	9/18	4入	20	0918B2

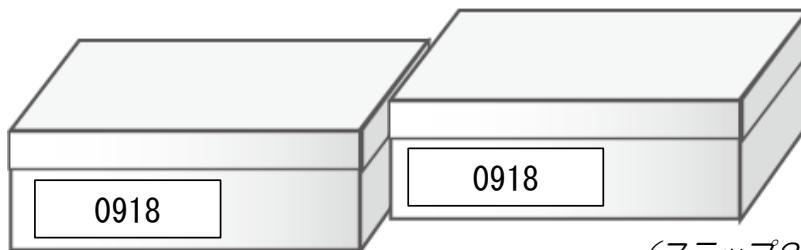
(3) 記録の保存方法の決定

「7.1記録の保存」を参照

作業手順（例）

○選別・函詰めした商品にロット番号を表示

例：商品に選別・函詰めロット番号を表示する



（ステップ2で実施した内容です）

〔品名、水域、事業者名は
別途表示〕

○記録様式に入荷ロット番号と選別・函詰めロット番号を記録

例：

「選別・函詰め作業日報」（1日1枚）に、原料とした入荷ロット番号と、選別・函詰めロット番号を記入する

選別・函詰め作業日報										
9月 19日売り										
仕入日	船名	品名	水域	入荷ロット			選別・函詰めロット			
				サイズ	元個数	函詰め日	荷姿	出来個数	ロットNo	
9/18	08 ○丸	アジ	○○沖	M	5	9/18	4kg	13	0918A	
							5kg	7	0918A	
9/18	12 ×丸	ブリ	××沖	M	40	9/18	4入	30	0918B1	
9/18	18 △丸	ブリ	△△沖	L	20	9/18	4入	20	0918B2	

※入荷ロット番号
(仕入日・船名・品名・水域の組み合わせを入荷ロット番号として利用)

※選別・函詰め
ロット番号

○記録を保存する

ステップ3

【「入荷ロットと選別・函詰めロットの対応づけ(内部トレーサビリティ)」の解説】

選別・函詰めロットと、その原料となった入荷ロット（海面漁業・内水面漁業にとっては漁獲ロット）との対応関係がわかるように、記録様式を作成し、保存します。準備手順の詳細は、以下のとおりです。

(1) 合理的な対応づけの方法の検討

入荷ロットと選別・函詰めロットを対応づける方法を、検討します。

最も簡単な対応づけは、次のようなものです。

- 選別・函詰めロット：「同一日に選別・函詰めした同一魚種の水産物」と定義
- 対応づけ：その日の選別・函詰めロット番号と、その原料として用いた入荷ロット番号（1つまたは複数）を対応づけます。

食品安全上のリスクへの対応などのために、選別や函詰めにあたって入荷ロットを統合したくない場合には、入荷ロットごとに選別・函詰めすることができます。この場合は、入荷ロット1つと、選別・函詰めした商品のロットを対応づけます。

(中間品がある場合)

たとえば、いったんサイズ選別して保存しておき、その後、何回かに分けて函詰めする場合は、サイズ選別済みのサイズごとのまとまりが、「中間品」となります。この中間品にもロット番号を割り当て、入荷(原料)ロットと中間品ロットの対応関係、中間品ロットと選別・函詰めロットの対応関係を記録します。

以上のこと考慮して、自社にとって合理的な対応づけの方法を決めましょう。

養殖業への
留意点

- ・稚魚などの入荷ロットと養殖ロット(生簀単位)、また養殖ロットと締めた魚の選別・函詰めロットとの対応関係がわかるように記録します。
- 本マニュアルでは、養殖過程でのロット管理について説明していません。「養殖魚のトレーサビリティシステムガイドライン」(2007年)等を参照してください。

(2) 記録様式の決定

上記で検討した対応づけの方法にもとづき、入荷(原料)ロットと選別・函詰めロットの対応関係がわかる記録様式を決定します。

記録様式には、

- ・原料とした入荷ロットの番号とその数量
 - ・選別・函詰めした商品のロット番号とその数量
- を記録できるようにします。

記録様式の作成に当たっては、「取組手法編」p17, 20(様式③-3, ③-5)を参照してください。様式を紙に印刷してそのまま活用しても構いません。

(3) 記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。



One Point!

【再函詰め、廃棄の記録】

いったん函詰めした水産物を取り出し、再度函詰めする場合には、発生元（どのロットから発生したか）と利用先（どの選別・函詰めロットに利用されたか）とともに数量を記録して、追跡・遡及できるようにしましょう。

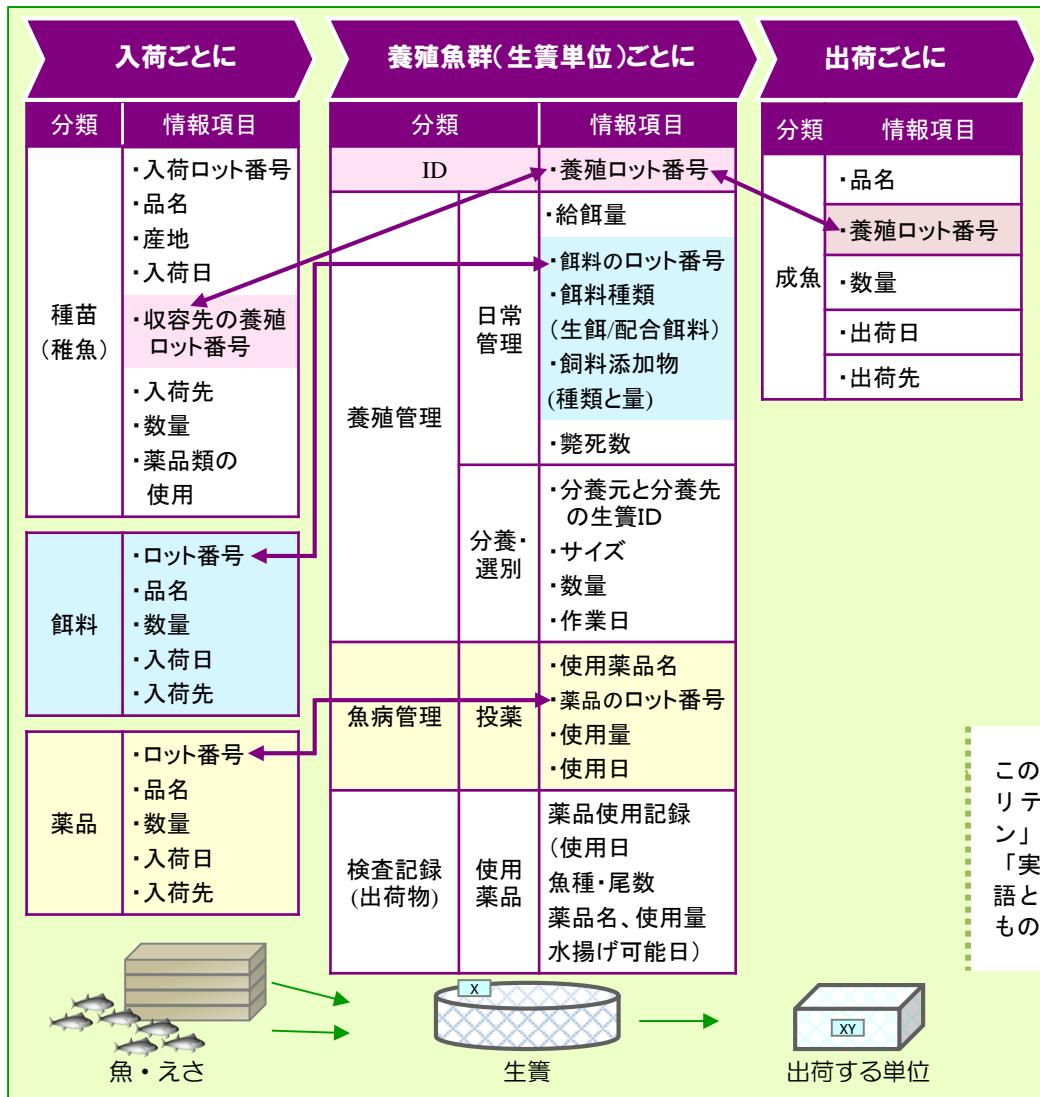
水産物を廃棄するときにも、いつ（日付）、何を（品名、わかる場合にはロット番号）、どれだけ（数量）廃棄したかわかるよう、記録を残しましょう。

ステップ3

養殖業への留意点

養殖業におけるステップ3②は、「入荷ロットと養殖ロットの対応づけ」と「養殖ロットと選別・函詰めしたロットの対応づけ」（選別・函詰めをする場合）の2つがあります。「入荷ロットと養殖ロットの対応づけ」では、入荷したどの稚魚のロット、さらには餌料のロット等を、どの養殖生簀に収容し、どの養殖ロットとしたかを対応づけます。

参考図：養殖業におけるロットの対応づけ記録の例



6.4 ロットと出荷先の対応づけ

【該当業種＝

海面漁業・内水面漁業（漁獲ロット、または選別・函詰めロットと出荷先の対応づけ）
養殖業（養殖ロット、または選別・函詰めロットと出荷先の対応づけ）
産地市場荷受・漁協（入荷ロットと出荷先の対応づけ）
産地仲買業（入荷ロット、または選別・函詰めロットと出荷先の対応づけ】

準備手順

(1) 記録様式の決定

どの様式に記録するか決めましょう

(記録様式の例)

例1：「納品書（控）」を活用

納品書（控）							
商品コード	商品名	水域	重量・入数	数量	単価	金額	備考
****	アジ	○○沖	4kg	10.0	****	****	0918A
****	アジ	○○沖	5kg	4.0	****	****	0918A
****	ブリM	××沖	4入	30.0	****	****	0918B1
****	ブリL	△△沖	4入	10.0	****	****	0918B2
				小計	****	****	
				消費税	****	****	
				総合計	****	****	

※納品書（控）の備考欄に、ロット番号を記入する

例2：「選別・函詰め作業日報」を拡張

選別・函詰め作業日報 兼 出荷の記録												出荷先 X店		出荷先 Y店		出荷先 Z店	
入荷ロット							選別・函詰めロット			個数		個数		個数			
仕入日	船名	品名	水域	サイズ	元 個数	函詰め 日	荷姿	出来 個数	ロットNo	個数	売価	個数	売価	個数	売価		
9/18	08 ○丸	アジ	○○沖	M	5	9/18	4kg	10	0918A	10	***	1	***	2	***		
							5kg	1	0918A	4	***	3	***				
9/18	12 ×丸	ブリ	××沖	M	40	9/18	4入	30	0918B1	30	***						
9/18	18 △丸	ブリ	△△沖	L	20	9/18	4入	20	0918B2	10	***	5	***	5	***		

※選別・函詰め作業日報の右側に、ロットごとの出荷先と出荷個数を記入する欄を設ける

(2) 記録の保存方法の決定

「7.1記録の保存」を参照

準備手順・作業手順（例）の図の見方⇒p16 中段の図み

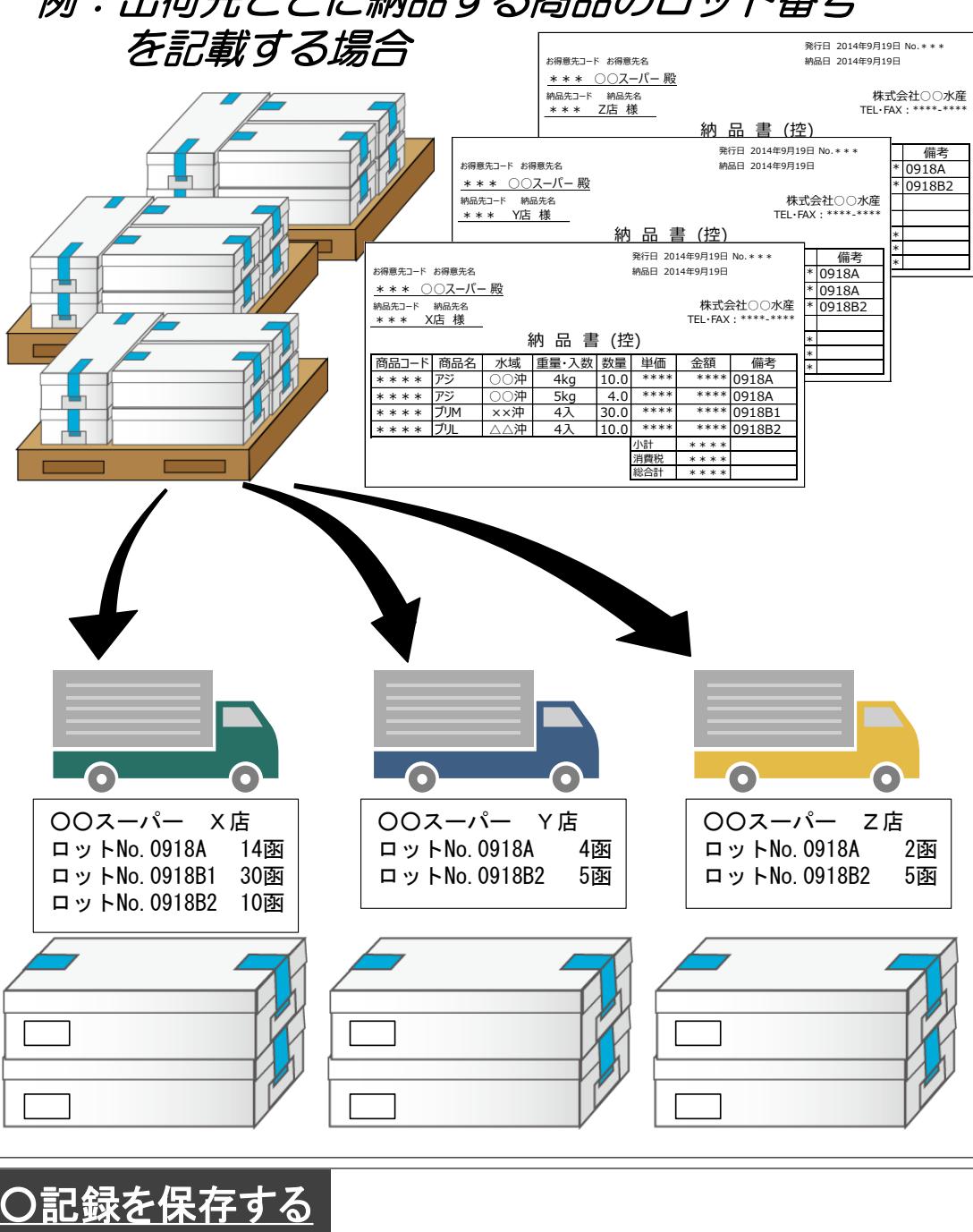
ステップ3

作業手順（例）

○記録様式に記載

出荷記録を活用する例です

例：出荷先ごとに納品する商品のロット番号を記載する場合



○記録を保存する

【「ロットと出荷先の対応づけ」の解説】

ロットと出荷先の対応関係がわかる記録様式を作ります。
準備手順の詳細は、以下のとおりです。

(1) ロットと出荷先を対応づける記録様式を決定

出荷する際に(あるいは荷割・ピッキング等の工程で)、「出荷の記録」にロットが対応づけられる記録様式を決定し、記録します。

記録の様式としては、ステップ1で定めた「出荷の記録」(出荷伝票や納品書の控え等)に、ロット番号を記載するのが1つの方法です。

納品書(控)							
商品コード	商品名	水域	重量・入数	数量	単価	金額	備考
****	アジ	○○沖	4kg	10.0	****	****	0918A
****	アジ	○○沖	5kg	4.0	****	****	0918A
****	ブリM	××沖	4入	30.0	****	****	0918B1
****	ブリL	△△沖	4入	10.0	****	****	0918B2
		小計			****		
		消費税			****		
		総合計			****		

海面漁業・内水面漁業の留意点

- 1回の航海で漁獲した水産物の陸揚げ先が1か所なら、1つの漁獲ロットの出荷先は1つなので、「出荷の記録」(産地市場荷受・漁協からの「仕切書」など)だけで「ロットと出荷先の対応づけ」の記録になります。

養殖業への留意点

- 養殖業におけるステップ3③は、活魚として出荷する場合には「養殖ロットと出荷先の対応づけ」(対応づけの例を、p55の図に示します)、選別・函詰めする場合には「選別・函詰めロットと出荷先の対応づけ」です。

産地市場荷受・漁協の留意点

- 通常、販売管理システム(または請求書控え等の伝票)によって、入荷ロットまたは選別・函詰めロットと出荷先の対応づけが確保されています。それを確認します。
- 選別・函詰めがない場合は、入荷ロットが出荷ロットになるので、入荷ロットで「ロットと出荷先の対応づけ」ができます。

産地仲買業の留意点

- 出荷伝票の控え等に、入荷ロット番号や、選別・函詰めロット番号を記録します。
- 簡便法として、テープやマジックの色で選別・函詰めロットを識別可能な表示をしている場合には、その色等を納品伝票に記載します。
- 選別・函詰めがない場合は、入荷ロットが出荷ロットになるので、入荷ロットで「ロットと出荷先の対応づけ」ができます。

(2) 記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

対応づけるロットは、下記の留意点のように「漁獲ロット」「養殖ロット」「入荷ロット」または「選別・函詰めロット」となり、事業者によって異なります。

記録様式の作成に当たっては、「取組手法編」p21, 22(様式③-6, ③-7)を参照してください。様式を紙に印刷してそのまま活用しても構いません。

左の記録様式は、「出荷の記録」見本(p28)に「選別・函詰めロット」の番号を書き加えたものです。

7 記録の保存・伝達

7.1 記録の保存

【内容】 記録を整理して合理的な期間保存し、ただちに取り出せるようにしておく。

【効果】

- ・問題発生時に、問題のある食品の入荷先、出荷先、事業者内部の移動を迅速に調べ、対応できる。規制機関（政府や地方自治体など行政機関）や取引先などに対して報告できる。

【取組内容】

(1) 保存方法の決定

記録の保存方法を決めます。伝票や台帳をファイルに綴じてロッカーに保存したり、入力されたデータを電子媒体で保存するなどの方法があります。

問題が生じた際に、ただちに取り出せるよう、整理をしておきましょう。日付順や入荷先・出荷先ごとに保存しておくなどの工夫が必要でしょう。

(2) 保存期間の設定

記録は、取り扱った水産物の流通・利用実態を考慮して合理的な期間を設定し、保存しましょう。

出荷先やその先で冷凍品や加工食品の原料となる可能性がある場合には、それを考慮して、記録の保存期間を設定しましょう。

その食品を食べた消費者に健康影響が生じた時期や、表示に関する疑惑が生じた時期に、追跡・遡及に対応できるよう、保存しておくことが重要です。

なお、法令では、次の表のように保存期間が定められていますので、保存期間を設定する際の参考としてください。

表 法令にもとづく記録の保存期間

法令等	対象	保存期間
食品衛生法第3条第2項にもとづく食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針	食品等事業者それぞれの、仕入れ元・出荷・販売先等に係る記録、殺菌温度や保管時の温度等の製造・加工・保管等の状態の記録	事業者が取扱う食品等の流通実態(消費期限または賞味期限)に応じて合理的な期間を設定する。 多種多様な食品を仕入、出荷、販売等する事業者であって流通実態に応じた保存期間の設定が困難な場合については、その区分毎に次の期間を参考として設定する。 ・生産段階:販売後1～3年間 ・製造、加工段階:販売後1～3年間 ・流通段階:販売後1～3年間 ・販売段階:販売後1～3か月
法人税法施行規則第59条、第67条(法人) 所得税法施行規則第63条、第102条、第103条(青色申告者、白色申告者)	取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し	法人は7年間、青色申告者と白色申告者は5年間
指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(第28条)	【指定漁業が義務対象】漁獲成績報告書又は事業成績報告書(農林水産大臣に提出)	(提出期限は漁業種類による)
	【指定漁業の一部が義務対象】操業日誌	3年間(当該船舶内に保存)
特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(第22条)	【特定大臣許可漁業が対象】漁獲成績報告書(農林水産大臣に提出)	(提出期限は漁業種類による)

7.2 出荷先へのロット番号の伝達

【内容】 食品の出荷の際に、品名、出荷日、出荷元と出荷先、数量の情報とともに、ロット番号を出荷先事業者に伝達する。

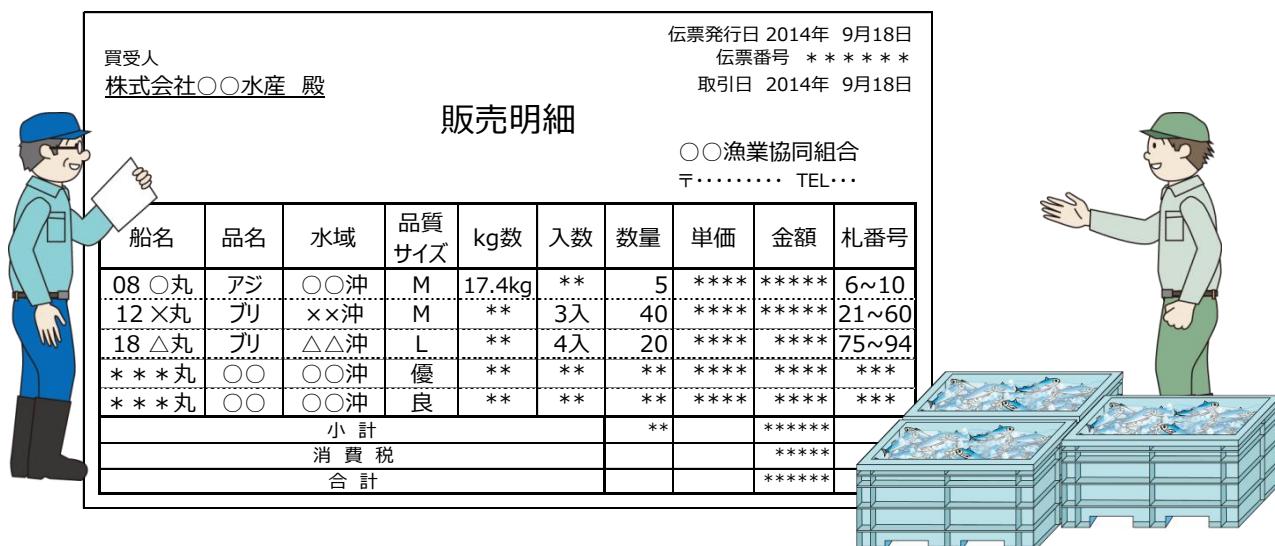
- 【効果】**
- ・出荷先事業者に、遡及の手がかりとなる情報を提供することができる。
 - ・出荷したロットを、出荷先事業者において、入荷ロットとして引き継ぎやすくなり、検品や、ロット番号の記録や保存を容易にすることができる。

【取組内容】

水産物を出荷する際に、魚種、出荷日（または納品日）、出荷元と出荷先、数量に加え、「ステップ2 食品の識別」で定めたロット番号を出荷先事業者に伝達します。

あらかじめ出荷先事業者とは、どのような形（媒体、タイミング）でロット番号を伝達し、受け取るかを相談して決めておくと効果的です。

図8 出荷先へのロット番号の伝達



販売明細

伝票発行日 2014年 9月18日
伝票番号 * * * * *
取引日 2014年 9月18日
○○漁業協同組合
〒..... TEL....

船名	品名	水域	品質 サイズ	kg数	入数	数量	単価	金額	札番号
08 ○丸	アジ	○○沖	M	17.4kg	**	5	****	*****	6~10
12 ×丸	ブリ	××沖	M	**	3入	40	****	*****	21~60
18 △丸	ブリ	△△沖	L	**	4入	20	****	*****	75~94
丸	○○	○○沖	優	**	**	**	*	*****	***
丸	○○	○○沖	良	**	**	**	*	*****	***
小計					**		*****		
消費税							*****		
合計							*****		

(注) この図の伝票では、「取引日」「品名」「札番号」の組み合わせがロット番号の役割を果たします。

7.3 産地市場におけるトレーサビリティ向上

産地市場は通常、荷受・漁協と複数の仲買業者で構成されます。産地市場を構成する事業者全体で、トレーサビリティの取組み方について協議し、定めておくと、産地市場におけるトレーサビリティの取組効果を大きくすることが期待できます。

【内容】 産地市場を構成する事業者全体で、トレーサビリティのための取組み方について協議し、計画し、実行する。

【効果】 • ロット単位のトレーサビリティ確保をしやすくすることができる。

【取組内容】

産地市場の荷受と仲買業者との間で、ロット番号の割り当て方・表示方法、ロット番号等の情報伝達方法等を市場全体として定めておくことにより、ロット単位でのトレーサビリティ確保に取り組みやすくなります。

(1) 協議する場の設置

トレーサビリティ向上のため、上記のような事項について協議する場を設置します。

(2) 協議

特に以下のことを協議し、合意作りをします。合意の結果を「〇〇市場トレーサビリティ基本構想」といった文書にまとめます。

①ロット（特に荷受が販売するロット）の割り当て方

上場する単位に、魚種ごとに「入札番号」などの通し番号を割り当てている場合には、以下の組み合わせでロット番号になります。

例) 同一魚種・上場日・入札番号で1つのロットと定義する場合

魚種コード+上場日付+入札番号

仲買業者にとっては、産地市場荷受・漁協のコードを組み合わせることにより、入荷ロット番号になります。

産地市場荷受・漁協のコード+魚種コード+上場日付+入札番号

漁業者（漁船）、サイズ等級、漁獲水域等をロットの条件にする場合には、漁業者（または漁船）・サイズ等級・水域のコードをあらかじめ共有しておけば、共通のロット番号を使うことができます。

- 例1) 同一魚種・上場日・サイズ等級・水域・漁船で1つのロットと定義する場合
 産地市場荷受・漁協のコード+魚種コード+上場日+サイズ等級+水域コード
 +漁船コード
- 例2) 同一魚・上場日・サイズ等級・水域で1つのロットと定義する場合
 産地市場荷受・漁協のコード+魚種コード+上場日+サイズ等級+水域コード

②ロット番号の表示方法

- ①で定めたロット番号を、誰がどのように現品に表示するかを決めておきます。

③ロット番号の情報伝達（「7.2 出荷先へのロット番号の伝達」の内容になります）

④緊急時の追跡・遡及への備え

- ・遡及・追跡調査の実施
- ・緊急時の原因究明や消費地への説明の方法。誰が窓口となり対応するか

⑤その他

以下のことも協議することが考えられます。

- ・消費地市場への「送り状」の統一・共通化の要請への対応
- ・輸出先国のトレーサビリティ要求への対応

（3）構想の実施と見直し・改善

構想、および本マニュアルにもとづいて、各事業者が業務手順、識別方法、記録様式等を見直し、実施します。

定期的に協議の場をもち、各事業者の実施状況や課題を確認するとともに、必要に応じて構想を見直します。

農林水産省「平成26年度食品トレーサビリティ促進委託事業」
検討会委員

池田 正彦 兵庫県 健康福祉部健康局 生活衛生課長
臼井 稔 全国農業協同組合中央会 営農・経済改革推進部 営農・経済改革推進課長
江口 法生 日本スーパーマーケット協会 事務局長
川崎 一平 一般財団法人 食品産業センター 技術環境部 部長
沓澤 宏紀 食肉流通標準化システム協議会 会長
古川 英子 財団法人 消費科学センター 理事
小城 哲郎 全国飲食業生活衛生同業組合連合会 専務理事
崎出 弘和 北海道漁業協同組合連合会 代表理事常務
杉浦 健吾 東京青果株式会社 営業本部営業情報管理課 課長補佐
手塚 義博 一般社団法人 大日本水産会 国際・輸出促進部長兼輸出促進室長
中村 啓一 公益財団法人 食の安全・安心財団 理事・事務局長
◎新山 陽子 京都大学大学院 農学研究科 教授
矢坂 雅充 東京大学大学院 経済学研究科 准教授

(◎は座長。所属・役職は発行時。五十音順)

漁業分科会委員

稻垣 光雄 一般社団法人 全国海水養魚協会 専務理事
浦和 栄助 東京都水産物卸売業者協会 新市場対策部 部長
崎出 弘和 北海道漁業協同組合連合会 代表理事常務
佐々木康弘 全国水産加工業協同組合連合会 参事
手塚 義博 一般社団法人 大日本水産会 国際・輸出促進部長兼輸出促進室長
◎新山 陽子 京都大学大学院 農学研究科 教授

(◎は座長。所属・役職は発行時。五十音順)

平成26年度食品トレーサビリティ促進委託事業
食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」各論 漁業編

平成27年3月 発行

問い合わせ先：

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課
TEL: 03-3502-5716 FAX: 03-6744-0569
Web サイト：<http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/index.html#4>

地方農政局など

北海道農政事務所 消費生活課	TEL : 011-642-5474
東北農政局 消費生活課	TEL : 022-221-6095
関東農政局 消費生活課	TEL : 048-740-0096
北陸農政局 消費生活課	TEL : 076-232-4227
東海農政局 消費生活課	TEL : 052-223-4651
近畿農政局 消費生活課	TEL : 075-414-9771
中国四国農政局 消費生活課	TEL : 086-224-9428
九州農政局 消費生活課	TEL : 096-211-9121
沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課	TEL : 098-866-1672